

令和2年度 第1回 北広島市保健福祉計画検討委員会

日時： 令和2年8月3日（月） 18時30分

場所： 北広島市役所 5階 委員会室

～ 会議次第 ～

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 挨拶（市長）
- 4 自己紹介（委員、事務局） …資料1
- 5 委員長、副委員長の選出 …1ページ
- 6 協議事項
 - （1）会議及び会議録の公開について …1ページ
 - （2）専門部会の設置について …2ページ
 - （3）専門部会委員の指名について …2ページ
- 7 説明事項
 - （1）保健福祉に係る諸計画等について…3～5ページ
 - （2）保健福祉計画検討委員会について…6～8ページ
 - （3）今後のスケジュールについて …9ページ
- 8 その他
- 9 閉会

【委員会修了後に各専門部会を開催】

- ・各専門部会での部会長の選出
- ・各専門部会での意見交換等
- ・その他

5 委員長、副委員長の選出

委員長 _____

副委員長 _____

○北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

(平成21年9月25日条例第20号) 《抄》

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 協議事項

(1) 会議及び会議録の公開について

会議については、傍聴を希望する市民に公開することとします。

また、会議録については、委員名簿を含め、市のホームページでの掲載、市役所に備え付け、市民がいつでも閲覧できるようにするとともに、コピーのための一時持ち出しを認めることとします。

○北広島市情報公開条例（平成11年3月24日条例第2号）《抄》

(目的)

第1条 この条例は、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に関する情報についての市民の知る権利を保障し、市政の諸活動について説明する責任を全うするとともに、市民参加の促進とより公正で開かれた市政を実現し、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市民主体の市政の推進に寄与することを目的とする。

(実施機関の責務)

第3条 略

2 実施機関は、公文書の公開その他の事務を迅速に処理する等、この条例により公文書の公開を求めるものの利便に配慮しなければならない。

(会議の公開)

第20条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、審査請求の審理、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、当該会議を公開することが適当でない認められるときは、この限りでない。

(2) 専門部会の設置について

検討委員会では、地域福祉計画、健康づくり計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい支援計画（障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画）について、策定、変更、進捗管理に関する調査審議をしています。

これらの計画は、広範囲の分野にわたることから、3つの専門部会を設置することとします。

- 1 地域福祉部会 ・ 地域福祉計画
 ・ 健康づくり計画
- 2 高齢福祉部会 ・ 高齢者保健福祉計画
 ・ 介護保険事業計画
- 3 障がい福祉部会 ・ 障がい支援計画
 (障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画)

○北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

(平成21年9月25日条例第20号) 《抄》

第7条 第1項 委員会は、専門的な事項を調査及び検討するため必要があるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

(3) 専門部会委員の指名について

○北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

(平成21年9月25日条例第20号) 《抄》

第7条 第2項 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

7 説明事項

(1) 保健福祉に係る諸計画等について

△ — 前計画期間
 ○ — 現計画期間
 ◎ — 次期計画予定期間

計画の名称		27	28	29	30	R1	R2	R3
①地域福祉計画 (社会福祉法第107条第1項)		○	○	○	○	○	○	◎
							計画策定作業	
②高齢者保健福祉計画 (老人福祉法第20条の8第1項)		△	△	△	○	○	○	◎
				策定			計画策定作業	
③介護保険事業計画 (介護保険法第117条第1項)		△	△	△	○	○	○	◎
				策定			計画策定作業	
障がい支援計画	④障がい者福祉計画 (障害者基本法第11条第3項)	△	△	△	○	○	○	◎
				策定			計画策定作業	
	⑤障がい福祉計画 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項)	△	△	△	○	○	○	
			策定				計画策定作業	
⑥障がい児福祉計画 (児童福祉法第33条の20第1項)					○	○	○	◎
							計画策定作業	
⑦健康づくり計画 (健康増進法第8条第2項)		○	○	○	○	○	○	◎
							計画策定作業	
北広島市総合計画		○	○	○	○	○	○	◎
5次(平成23～令和2年度)								
6次(令和3～12年度)		第5次(10ヶ年)						6次
地域福祉実践計画 —社会福祉協議会策定—		○	○	○	○	○	○	◎
							計画策定作業	

◎保健福祉に係る諸計画の概要について

計画策定の根拠法令

■北広島市地域福祉計画

○社会福祉法（昭和26年3月26日法律第45号）《抄》

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

■北広島市高齢者保健福祉計画

○老人福祉法（昭和38年7月1日法律133号）《抄》

（市町村老人福祉計画）

第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

■北広島市介護保険事業計画

○介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）《抄》

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

■北広島市障がい者福祉計画

- 障害者基本法（昭和45年5月2日法律第84号）《抄》
（障害者基本計画等）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■北広島市障がい福祉計画

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
（平成17年11月7日法律第123号）《抄》
（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

■北広島市障がい児福祉計画

- 児童福祉法（平成22年12月12日法律第164号）《抄》
（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

■北広島市健康づくり計画

- 健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）《抄》
（都道府県健康増進計画等）

第8条

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) 保健福祉計画検討委員会について

保健福祉に係る諸計画の策定にあたって、保健福祉計画検討委員会（以下「検討委員会」）を設置しています。

検討委員会は、学識経験者、各関係機関、公募を含む委員で構成され、策定委員会で審議された計画案等の内容について検討していただく場となります。

○北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例

平成 21 年 9 月 25 日

条例第 20 号

改正 平成 23 年 8 月 5 日条例第 17 号

平成 25 年 3 月 25 日条例第 28 号

平成 26 年 6 月 27 日条例第 29 号

平成 29 年 3 月 21 日条例第 6 号

(設置)

第 1 条 市が策定する保健福祉に係る計画に関し総合的な検討を行うため、北広島市保健福祉計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、「計画」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく地域福祉計画
- (2) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく老人福祉計画
- (3) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画
- (4) 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づく障害者計画
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく障害福祉計画
- (6) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく障害児福祉計画
- (7) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 8 条第 2 項の規定に基づく健康増進計画
(平 29 条例 6・一部改正)

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他計画の策定に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 24 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 自治会、町内会又はこれらの連合団体の代表者
- (3) 公募に応募した者
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又

は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門的な事項を調査及び検討するため必要があるときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会長は、当該部会における調査及び検討の経過及び結果について、委員会に報告しなければならない。
- 7 前条第1項から第4項までの規定は、部会について準用する。
- 8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている北広島市保健福祉施策懇談会(以下「既設懇談会」という。)の委員の職にある者は、この条例の規定に基づき設置された北広島市保健福祉計画検討委員会の委員とみなし、その任期は、既設懇談会の委員となった日から起算する。

附 則(平成23年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第28号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において北広島市保健福祉計画検討委員会の委員である者の任期は、改正前の北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成29年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間における改正後の第2条第6号の規定の適用については、同号中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項」とあるのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)第2条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項」とする。

(3) 今後のスケジュールについて

■ 検討委員会、専門部会のスケジュール（予定）

